

公募型プロポーザル方式事業の実施について

明石市こども局子育て支援室こども健康課の業務について公募型プロポーザル方式事業（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加希望者は下記の要領により申請書類等を提出してください。

記

1 対象業務

- （1） 業 務 名 「マタニティファミリーブック」・「こんにちはあかちゃんブック」協働発行事業
 - （2） 業 務 概 要 「マタニティファミリーブック」・「こんにちはあかちゃんブック」の作成・配布物の封入
 - （3） 事 業 期 間 契約締結日の翌日から 2 0 2 9 年（令和 1 1 年） 3 月 3 1 日まで
 - （4） 見 積 限 度 額 ー
- ※ 制作・配布に係る費用は事業者が負担し、事業者はブックに掲載する広告収入を制作・配布に係る費用に充当する。

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- （1） 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）のサービス業務の部に契約の種類がサービスで登録されており、かつ、業種区分が「デザイン・広告」で登録されていること。ただし、登録されていないものについては、2 0 2 5 年 8 月 3 0 日までに明石市競争入札等参加資格審査申請を明石市財務室契約担当に提出し、適正に受理されたものは、名簿に登録されているものとみなす。なお、ただし書きについては、本応募要件にのみ適用する。
- （2） 2 0 1 5 年 4 月 1 日から 2 0 2 5 年 8 月 3 1 日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）と協働して印刷物等の作成を完了した業務実績を有すること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （4） 明石市契約規則（平成 5 年規則第 1 0 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- （5） 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- （6） 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- （7） 公告日において納期限が到来している国税及び市税の未納がないこと。
- （8） 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2025年9月8日(月)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、こども局子育て支援室こども健康課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5656)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX(078-918-6384)によりこども局子育て支援室こども健康課へ仕様書等に関する質問書(様式1)を提出してください。

2025年9月8日(月)から2025年9月19日(金)午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2025年9月26日(金)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル事業参加申請書(1部/様式4)

イ 企画提案書(13部/企画提案書作成要領参照)

※現在使用している情報誌の資料提供は可能です。

ウ 国税・市税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

・個人の場合・・・その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

・法人の場合・・・その3の3(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール(様式3)を張付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2025年9月26日(金)午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2025年10月10日(金)(必着)です。

〒673-0891 兵庫県明石市大明石町1丁目6番1号(パピオスあかし6階)

明石市こども局子育て支援室こども健康課 公募型プロポーザル方式事業担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式事業参加確認書(様式2)に貼付し、FAX(078-918-6384)により明石市こども局子育て支援室こども健康課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2025年11月6日(木) 10時00分より ※細かい時間は後日伝えます

(2) 場所 明石市こども健康センター 健診室AB

7 確認書の締結について

(1) 事業予定者

「マタニティファミリーブック」・「こんにちはあかちゃんブック」事業者選定要領の選定委員会において選定された事業予定者は、速やかに本市と確認書の内容に関する調整を行うこととなります。

(2) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(3) その他

事業予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな事業予定者とします。

8 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

9 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 提出書類等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

10 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 本文5-(2)以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (10) 公募型プロポーザル方式事業参加申請書（様式4）に申請者の記名・押印のないもの

11 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

12 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、事業者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。